

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	板 谷 政 弘	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
欠席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康

進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成24年3月21日(水) 午前9時00分から午前9時55分</p> <p>2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3. 出席委員 36人別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員 1人別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第40号 買受適格証明願</p> <p>日程第 6 議案第41号 特定農地貸付けの承認について</p> <p>日程第 7 決定第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 8 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 9 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>日程第10 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第11 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 3人別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲野継久、と 渡辺弘康 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、平成24年3月農業委員会定例会を始めさせていただきます。 それでは、愛西市農業委員会総会規則第5条により議事の進行は日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくお願いします。</p> <p>会長 〈会長あいさつ〉</p>

それでは、本日の出席者数は37名中36名で、定足数に達しておりますので、
只今より3月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。
ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

それでは、
議席番号18番 板谷 政弘 委員
議席番号19番 青木 茂 委員
を指名しますので宜しくお願いします。

只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請	4件
議案第38号	農地法第4条の規定による許可申請	2件
議案第39号	農地法第5条の規定による許可申請	8件
議案第40号	買受適格証明願	1件
議案第41号	特定農地貸付けの承認について	1件
決定第13号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	29件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	12件
専決報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知	3件

それでは、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議
をお願いします、
では、事務局より説明をお願いします。

事務局

**〈事務局説明〉(1番から4番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・
地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)**

2番・3番・4番の受人は合計5,322㎡の賃借権を取得し、農家要件を満
たす事となります。尚、新規就農でございますので、3月15日10時30分よ
り会長他7名の地区担当農業委員さんの同席を得て事前審査を行いました。営農
意欲は充分であり、営農計画につきましては収支面で若干の不安もございま
したが、地域調和への参加、自らが農耕作に常時従事し、農地の効率的な利用も確保
される見込みでございました。又、今後、借受けた農地について耕作が行われな
いなどの違反行為があれば、農業委員会として許可を取り消す旨の説明を行い、
本人より十分理解したとの回答を得た事を報告させていただきます。

以上4件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しない為許可要件を

	<p>全て満たしていると思われます。 以上です。</p>
会長	<p>只今、議案第37号について、事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
11番委員	<p>はい。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
11番委員	<p>今、説明がありましたが、渡人の 〇〇 の件ですが、貸す方の 〇〇 は過去より農転違反もありまして、今回15年間農地を貸す事で、当人のお年から考えると15年はどうか、ここで私は賃貸借契約に解除条件を付すという事は必須かと思うのですが、その様なチェックはされていますか。</p>
事務局	<p>株式会社ですと解除条件付となっておりますが、個人の場合は無くても宜しいかと思ひます、尚、個々の賃貸借契約の内容につきまして私共は把握しておりません。</p>
11番委員	<p>地元として警戒するのは、賃貸人と賃借人が相当深い利害関係人という事があります。倉庫ビジネスをやってみえるが、倉庫自体も申請倉庫とは違う形で賃貸借倉庫となっております。その借受人が今回の申請者、相当深い利害関係となつていまして、本来、真に農業に精を出していただく事なら宜しいが、我々地元では 〇〇 氏が農地ビジネスをされている様で最近トラブルが起つています。農地を売ってくれと言つた事で、私の知る範囲では2件ですが、そこでトラブルがあつた、他人の地権者の土地を、あそこが売ってくれるから彼方も売ってくれ、その申出を受けた方が確認に行くと、そんな事は言つた覚えが無い。その様な農地ビジネスをどうもされている。片や一方で5反三畝の土地を新規就農者に貸し出しする、しかも15年に渡つて貸し出しする訳で意味が理解できないと感じています。今回の申請者は形式上の要件は整つています、あくまで形式上の要件で農業経験が今までに2年有ると言うものの、ヒヤリングした時に2年やっている形跡が見られない。どこに土地がありますか、何㎡ですかと聞いた時に直に答えられない状況でありました、その点は将来危惧されますので、何か条件を付す事が出来ないものか、許可にあたってその点どうですか。</p>
事務局	<p>先程も申し上げましたが、借り受けた農地につきまして、耕作がされない場合は農業委員会として許可を取り消すと言つております、及び今回権利を取得される農地が二子町、西川端町、鵜多須町、鷹場町、草平町にまたがります。そちらの担当委員さんにも同席をいただいてき、今後対象農地が通常に耕作される事を逐次見ていただき、もし状況が悪いのであれば報告いただき、私共も確認をさせていただきます一度は通知します。その通知に従わない場合は農地法に基づいて許可を取り消す事が出来ます。以上です。</p>

11番委員	<p>もう一つ、 さんの事ですが、今、倉庫として使っている土地に他人の土地があり、その土地が転用違反となっている訳ですが、前回、弁護士事務所から来た報告によりますと10年以上も経っているにも関わらず、まだ調査中ですか、どうするか色々な手段を検討中ですとの回答があったと聞いております。</p> <p>私の解釈では20年そのまま続けると時効取得で自分の物になってしまう、20年公然と平穩に占有すれば時効取得になってしまいます。農地法に関係なく、と言う事を目論んでいるのではないかと思いますので、土地の報告を、今、進捗状況がまったくされていませんので、1年か2年後に出させてチェックする方法があると思われるのですが、農業委員会として何かチェックする方法は無いのでしょうか。</p>
会長	<p>11番委員さんも新規就農者事前審査に関係委員さんとして同席をしていただき聞き取りさせていただきました。その時書類上は整っている中で、今、言われたとおり2年間の農業経験があり、どこで経験したのかについては答えられなかった事もある不安感を持ったのですが、私共は新規就農の議事録を残しており、そして、又、この農業委員会の議事録も残させていただきます。</p> <p>今回、投資目的、権利目的で権利を取得した場合は許可できませんし、関連する事案についても許可は出来ませんと新規就農事前審査の時にはっきりと申し上げさせていただきました。又、 さんの違法転用の事についても本人の関係する会社が使用していますので、その事についてもどう言った考えなのか、それから、弁護士から私ども農業委員会宛に文書にて経過報告がありましたが、適格な報告でなく、まだ検討をしているが最大限良い方法で手続きを取ると報告がありましたが、それをもって許可を阻止する事は出来ないと思います。</p>
11番委員	<p>さんの不法占有している土地のチェックが今回の案件で出ました、それを通したら さんからの進捗状況が将来有るか無いか、無かったら20年あのままなのは、だから新規就農の貸し借りの絡みで出て来たのですから、これを通してしまうと さんの進捗状況が農業委員会としてチェックできるか、何か考えないといけないと思いますが。</p>
事務局	<p>今回の3条申請の審議にはまったく関係ございませんが、今11番委員さんが言われた事情もございましたので、私どもも今回の3条申請を受け付けるに当たり、転用違反に関連する方ではないかとの事で、転用違反に関する報告書を頂きました。報告書は3月6日にいただいたのですが、内容不備と提出した弁護士に申し上げました。再度、3月9日に具体的に今後はこの様にする、この様に対処すると言った文書をいただいておりますので、今後はこの報告書の内容に基づき指導させていただきます。</p>
11番委員	<p>チェックされるのですね。</p>

事務局	さんの代理人の弁護士がこの報告書に基づいて登記名義人の変更を行うと言っておりますので、その様に行っていただくと言う事になります。
11番委員	チェックをされる機会がありますか。進捗状況のチェックを。
事務局	随時チェックしたいと思っておりますが。
11番委員	今回、農地を貸し出す事も農地法3条に該当する訳ですね、だから も 今回の件に関わっている訳ですね。
事務局	直接3条申請の要件には該当しないと思います。
11番委員	貸す方は該当しないのですか。
事務局	借りる方の営農意欲、営農の要件、3条第2項に該当するかしないか。該当すれば許可出来ない、該当しなければ許可できるとなっています。
会長	もう一つは、今度、 さんが他の所で農地の権利を取得する場合は、所有農地を貸しているがどうしても必要なのかと言える事となります。 受人には、営利目的では農地取得は出来ない事を申し上げましたし、今後、その様であれば許可しない事を申し上げました事を報告させていただきます。
11番委員	有り難うございました。
17番委員	宜しいでしょうか。
会長	どうぞ。
17番委員	この件につきまして、先日、事前審査の出席させていただきましたが、農業委員会として本当にこれから十分に注意して守ることが守られていない場合は即刻返還と言うか中止させるぐらいの力を持つべきで、関係の地域の農業委員さんも目配せを宜しく願います。
会長	今、17番委員さんが言われたとおり今までの新規就農された方と違い、少し特殊で採算性をあまり気にしていない事もありましたので、そう言った事も含めてこれから農業委員会の追跡調査なりの対応をしていかなければと思っております、特に地元の農業委員の皆様方にはご足労おかけしますが、注意をしていただきたいと思っておりますので宜しく願います。 他宜しいでしょうか。
35番委員	許可出す場合は、何か条件を、1年毎に内容を報告させるとか、何か有ります

	か。
事務局	条件を付する事は出来ないと思います。
35番委員	受人が2年3年農業をやられると、それから農地を買うと言った事は出来ますか。
事務局	農地を取得する事は可能と思われれます。
35番委員	自分で経営する為に借りているが、それを買い取るという事も考えられるが。
事務局	18条の解約の届出をしていただいて、それから3条許可申請にて購入は可能と思われれます。
35番委員	最終的に、関係地区の農業委員さんで事前に審査をされて案件が上がって来ているから、その事前審査に時に相当、本人さんとの話し合いをされていると思いますが、だから本人達も難しい事を承知で承諾をさせている気もしますが。
会長	<p>11番委員、先般の事前審査の会議録がございます。見ていただいても結構ですが、皆さんが言っていただいた事は、全て行いますと回答を得ており本人の署名もいただいております。これからはこれを根拠に是正させる事が出来ますので宜しくお願いします。</p> <p>他、宜しいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請 4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可する事と決定させていただきます。</p>
事務局	続きまして、議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請 2件について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 居宅が敷地いっぱい建っており、土台の保護の為に土盛りをするとの事でございます。</p> <p>(2番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 12台分の貸駐車場を行う計画でございます。</p>

<p>会長</p>	<p>以上、2件につきましては農地法第4条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上です。</p> <p>只今、事務局より議案第38号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請 8件について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>〈事務局説明〉</p> <p>(1番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 本社近くの申請地へ従業員用の駐車場5台分を確保する計画です。</p> <p>(2番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在はアパートに家族3人で居住し、手狭であり将来を考慮し分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(3番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は 町のアパートに居住しておりますが、病弱な子供の事もあり、実家に近い父の所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(4番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 4月17日に産婦人科の病院を開業する予定ですが、病院敷地には14台分の駐車スペースがありますが、お客様専用で従業員の駐車スペースが無い為、今回の申請地へ16台分のスペースを確保する計画でございます。</p> <p>(5番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 受人は現在、米のオペレーターを行っており、隣接地に農業用倉庫を建築し利用しておりますが、機械の大型化・取り扱う米の量も増えた為、申請地へ農業用倉庫の増設し、又、農作業場として利用する計画でございます。</p> <p>(6番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は家族3人で賃貸住宅に居住しておりますが、こちらも手狭な事により分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(7番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗</p>

	<p>読）現在は持ち家のマンションに居住しておりますが、子供も大きくなり手狭な為、現在のマンションを売却し申請地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>（ 8 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読）申請地は7番の残地で、又、8番の受人は7番の受人の夫の経営する会社でございます、この会社は現在 市にて主にインターネット販売を行っており、インターネットの普及により取り扱う商品も増え在庫量も増えた事により、今回の申請地へ資材置場及び運搬車両4台分を確保する計画で、自宅建設予定地に隣接する事により防犯面にも都合が良いとの事でございます。</p> <p>以上、8件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しない為許可要件を全て満たしていると思われます。 以上でございます。</p> <p>只今、事務局より議案第39号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし） 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請 8件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第40号 買受適格証明願 1件について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>《事務局説明》（1番の出願者住所・氏名、土地の所在・地目・面積、備考、受人経営面積を朗読）</p> <p>買受適格証明願の交付を受ける為の証明願は、当該許可又は届出の手続きに準じて行う事とされており、今回の出願者につきましては、事務局にて耕作地を全て調査させていいただきましたところ、農地法第3条第2項各号に該当しない為許可要件を全て満たしていると思われます。</p> <p>尚、事務の効率化を図るため、出願者が落札して農地法第3条の申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに許可処理してよろしいかも含め、ご協議をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>只今、事務局より議案第40号 買受適格証明願の説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p>
<p>会長</p>	

	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第40号 買受適格証明願 1件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成と言うことで、当委員会において証明する事に決定いたします。 また、3条申請が提出された時は、速やかに許可処理する事とさせていただきますので宜しくお願いします。</p> <p>続きまして、議案第41号 特定農地貸付けの承認について 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の申出者住所氏名、申出地・所在地番・地目・面積・土地所有者住所氏名、区画数及び一区画面積、募集選考の方法、貸付期間、適切な利用を確保する方法を朗読し、添付資料の貸付規定・貸付協定書及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の1号から4号までの農業委員会の承認要件について詳細説明)</p> <p>先程らしいの説明どおり、今回の事案につきましては1号から4号までの各要件に該当しますので、承認できると思われます。</p> <p>以上、補足説明を付け加えさせていただきます議案第41号の説明とさせていただきます。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第41号 特定農地貸付けの承認についての内容を説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p>
7番委員	<p>この駐車スペースはどうなっていますか。</p>
事務局	<p>自宅に駐車スペースは設けとなっております。</p> <p>道路に置いた場合支障となる為、事前にお話をさせていただき、駐車場・倉庫・便所等につきましては自宅にて対応する事でございます。</p>
7番委員	<p>駐車スペースは自宅となると、何台ぐらい置けますか。</p>
事務局	<p>自宅はこの位置図で言いますと、申請地から南に神社があり二件目が自宅となっております、広い敷地ですので10台ぐらいは停める事が出来ると思います。</p>
7番委員	<p>農園を利用する時に自宅からの距離を考えますと、自宅を利用せずに申請地の周囲の道路を使用されると渋滞とか邪魔になる気がしますがいいですか。</p>

事務局	事前に相談があった時にその様な事が無い様に指導はさせていただきました。
7番委員	自宅までは何メートルぐらいですか。
事務局	150メートル弱と思います。
7番委員	かなり距離がありますね。 分かりました。
会長	他、ございますか。
37番委員	隣に転用届出を出して転用は出来ますか。
事務局	この土地につきましては、転用は難しいと思われ ます。 当初は駐車場・農具置場を確保する計画でござい ましたが、申請地は基本的に 転用出来ないと回答をさせていただきましたので、 自宅をその様なスペースとして 使う計画で今回の申請となっております。
37番委員	隣もか。
事務局	隣も転用は難しいと思います。
35番委員	どちらにしても駐車場が無いと自宅までは距離 があるから少し心配ですが、それと20㎡6坪で 30,000円から48,000円の借料でどれぐ らい集まるのか心配ですが、駐車場の事は伝 えておいて下さい。
事務局	分かりました。
31番委員	少し宜しいですか。
会長	はいどうぞ。
31番委員	この申請者の会社は、土地所有者と代表取締役 は親子関係であるとの事ですが、今回の申請 者が事業者となりうるのかが若干気になるが。
事務局	開設者の登記簿謄本を添付させました、登記の 目的の中で観光農園・貸し農園の経営及び管 理業務がうたわれております。
31番委員	そうすると、表の3番の農地を所有してい ない者の場合のところで、農地所有者から 地方公共団体等に権利を設定し、その先に これがある、そういった事と思いますが、 この何れかの団体に該当するのですか。

事務局	今回の開設者が農地を所有していないもの、所有者は、地方公共団体は愛西市で開設者が利用者を募集するとなります。
31番委員	分かりました。それと農地を所有している方と開設者の賃借契約が見えてこないが、開設者が実際の権利者となっていないが、そのあたりが若干疑問なのですが。
事務局	図面に5番6番で賃貸借の設定を行う事となります、土地所有者と開設者が直接契約する事はございません。
31番委員	とりあえず協定書の中では開設者と地方公共団体、もう一つあるのか。
事務局	賃貸借権・使用収益権の設定は他にあります。
31番委員	ここに見えてこない契約はあるのですか。
事務局	あります。次に農業委員会の承認を得た段階で開設できるだろうとなった場合は、賃貸借権・使用収益権の設定と進む事となります。
31番委員	有り難うございました。
会長	その他、宜しいでしょうか。
6番委員	説明の中で5年と年限がありましたが、それ以降はどうなるのですか。
事務局	5年は法の絡みで5年以内となっています。5年以上は続くものは継続する事となります。
6番委員	分かりました。それとこの資料も返還ですか。
事務局	この資料も返還をお願いします。
会長	他、宜しいでしょうか。
37番委員	今回は表の3番と言った形で上がって来ましたが、例えば一農家がこの様な事は出来るのですか。
事務局	一農家と言いますと土地所有者は、図面の2番で可能です。
37番委員	その時は、農業委員会の承認を得なければならないか。

事務局

農業委員会の承認は必要です。

会長

他、宜しいでしょうか。

(発言なし)

それでは、議案第41号 特定農地貸付けの承認について 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で承認する事に決定させていただきます。

続きまして、決定第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(件数が多いので簡略した説明を行う)

決定第13号につきましては、集計概要を報告し説明とさせていただきます。議案番号1番から29番、全体筆数は120筆、面積は81,030㎡でございます。その内、円滑化団体のあいち海部農協さんが受人となって利用権設定された筆数は44筆、面積は32,859㎡でございます。あいち海部農協さん以外の受人はさん始め7名で76筆、面積は48,171㎡でございます。その他の内容では、作物は水稲・レンコン、新規102件、再設定18件、契約期間は3年6年10年、権利内容は全て賃借権でございます。以上決定13号の集計概要を報告し、説明とさせていただきます。

尚、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。

会長

只今、事務局より決定第13号について 簡略した内容ではございますが、説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、決定第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。

全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。

事務局	<p>続きまして、専決報告2件・報告1件について事務局より一括で説明をお願いします。</p> <p>〈事務局説明〉 （専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から12番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上12件の届出がございました。</p> <p>（専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上の届出がございました。</p> <p>（報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明）以上3件の解約の通知がございました。</p> <p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
6番委員	<p>成年後見人の名前が出ているが、これは。</p>
事務局	<p>判断能力に欠けるのではと思われます。</p>
6番委員	<p>貸付人か。</p>
事務局	<p>貸付人でございます。</p>
会長	<p>その他、宜しいでしょうか。</p> <p>（発言なし） それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、3月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 （終了 午前9時51分）</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。</p> <p>先月の農地パトロール報告をお願いします。</p>

3 番委員

〈3 番委員より 2 月 2 6 日実施の八開地区農地パトロール報告〉

会長

ご苦労様でした。

その他、事務局より報告事項があればお願いします。

事務局長

今月の農地パトロール佐織地区を予定しておりますので、佐織地区委員の方は、佐織庁舎 2 階 第 2 委員会室に 3 月 2 6 日(月)午後 1 時 3 0 分集合をお願いします。

次回、定例農業委員会は 4 月 2 0 日(金)午前 9 時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。

委員会開催日変更のお知らせ、7 月の定例農業委員会は当初は 7 月 2 0 日(金)を予定しておりましたが、事務局の都合により 7 月 1 9 日(木)に変更いたしますので宜しくお願いします。

ご協力いただいた「利用状況調査」でございますが、現在、事務局にて現地を確認させていただきまます。纏まりましたら皆様方に報告させていただきます。

下半期報酬の支払いを 4 月 2 5 日(水)に予定しております。

事務局からは以上でございます。

各委員の皆様方で他に意見等ございませんか。

(発言なし)

それでは、これをもちまして 3 月定例農業委員会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉 会(午前 9 時 5 5 分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成 2 4 年 3 月 2 1 日

会 長 日 永 熙

議事録署名者
議席番号 1 8 番委員 板 谷 政 弘

議事録署名者
議席番号 1 9 番委員 青 木 茂

--	--